

◇「上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程 及び 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令 の一部を改正する訓令」の概要

1 改正の理由

これまで教育委員会の所管に属する教育機関については、直営による管理を行ってきたが、上尾市民体育館の管理について、平成25年4月1日から指定管理者による管理に移行することが予定されている。このことから、地方自治法に規定されている指定管理者に対する権限及び市長から委任を受けることとなる利用料金の額を定めることについて承認すること等について、新たに決裁又は専決の区分を設けるため、所要の改正を行うものである。

なお、市長から委任を受けることとなる事項のうち決裁等の区分を設ける部分の改正については、先に公布された「上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令（平成24年上尾市教育委員会訓令第3号）」において「スポーツ振興センター」を「スポーツ振興課」に改める改正を行っていることから、当該一部改正訓令を一部改正することをもって改める。

2 改正点

次に掲げる事項について、新たに決裁又は専決の区分を設けること。

(1) 公の施設の指定管理者による管理に関する事項

ア 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示をすること ⇒ 教育長専決

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者に対し、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること
⇒ 教育委員会決裁

ウ 指定管理者との協定を締結すること ⇒ 教育長専決

(2) 市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項

ア 上尾市民体育館の利用料金の額を定め、又は変更をすとの指定管理者からの申出を承認すること ⇒ スポーツ振興課長専決

イ 上尾市民体育館の利用料金を減額し、又は免除すとの指定管理者からの申出を承認すること ⇒ スポーツ振興課長専決

ウ 上尾市民体育館の利用料金の返還の額を決定すとの指定管理者からの申出を承認すること ⇒ スポーツ振興課長専決

エ 上尾市民体育館の附属設備に係る利用料金の上限額を定めること
⇒ スポーツ振興課長専決

3 施行期日

(1) の改正規定は平成25年4月1日から、(2) の改正規定は公布の日から施行する。

※(2)の改正は、一部改正訓令を一部改正することから公布の日の施行としているが、溶け込むこととなる一部訓令の施行日は(1)と同じ平成25年4月1日となる。

◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成22年上尾市教育委員会訓令第1号）

新旧対照表

改正前 (改正部分)						改正後 (太字 改正部分)							
別表第1 共通決裁事項・専決事項						別表第1 共通決裁事項・専決事項							
事項	事務	教委 決裁	教育長 専決	部長 専決	次長 専決	課長 専決	事項	事務	教委 決裁	教育長 専決	部長 専決	次長 専決	課長 専決
3	市長との協議に関する事項	(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下この項において「法」という。）第180条の2の規定により市長の権限に属する事務の一部を、教育委員会若しくは教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に委任し、又は教育委員会事務局及び市立教育機関の職員をして補助執行させることについて、市長と協議をすること。		○			3	市長との協議に関する事項	(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下この項及び次項において「法」という。）第180条の2の規定により市長の権限に属する事務の一部を、教育委員会若しくは教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に委任し、又は教育委員会事務局及び市立教育機関の職員をして補助執行させることについて、市長と協議をすること。		○		
		(2) 法第180条の3の規定により市長の補助機関である職員を、教育委員会事務局及び市立教育機関の職員と兼ねさせ、若しくは教育委員会の事務を補助する職員若しくは教育委員会の所管に属する機関の職員に充て、又は教育委員会の事務に従事させることについて、市長と協議をすること。		○					(2) 法第180条の3の規定により市長の補助機関である職員を、教育委員会事務局及び市立教育機関の職員と兼ねさせ、若しくは教育委員会の事務を補助する職員若しくは教育委員会の所管に属する機関の職員に充て、又は教育委員会の事務に従事させることについて、市長と協議をすること。		○		
		(3) 法第180条の7の規定により教育委員会の権限に属する事務の一部を、市長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関の長に委任し、若しくは市長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることについて、市長と協議すること。		○					(3) 法第180条の7の規定により教育委員会の権限に属する事務の一部を、市長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関の長に委任し、若しくは市長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることについて、市長と協議すること。		○		
							4	公の施設の指定管理者による管理に関する事項	(1) 法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示をすること。 (2) 法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者に対し、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。 (3) 指定管理者との協定を締結すること。		○		
										○			
										○			

別表第2（第10条—第12条関係）

個別決裁事項・専決事項
教育総務部スポーツ振興課

事項	事務	教委 決裁	教育長 専決	部長 専決	課長 専決
1	市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項 (1) 上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。 (2) 上尾市平方スポーツ広場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。 (3) 上尾市平方野球場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。 (4) 上尾市平塚サッカー場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○ ○ ○ ○

別表第2（第10条—第12条関係）

個別決裁事項・専決事項
教育総務部スポーツ振興課

事項	事務	教委 決裁	教育長 専決	部長 専決	課長 専決
1	市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項 (1) <u>上尾市民体育館の利用料金の額を定め、又は変更をするとの指定管理者からの申出を承認すること。</u> (2) <u>上尾市民体育館の利用料金を減額し、又は免除するとの指定管理者からの申出を承認すること。</u> (3) <u>上尾市民体育館の利用料金の返還の額を決定するとの指定管理者からの申出を承認すること。</u> (4) <u>上尾市民体育館の附属設備に係る利用料金の上限額を定めること。</u> (5) 上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。 (6) 上尾市平方スポーツ広場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。 (7) 上尾市平方野球場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。 (8) 上尾市平塚サッカー場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○